

## 東京医療保健大学 情報セキュリティ委員会規程

### (趣旨)

第1条 東京医療保健大学情報セキュリティ対策基本規程（以下、「基本規程」という。）第6条の規定に基づき、東京医療保健大学情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、周知する。

- (1) 情報セキュリティポリシーの実施及び支援に関すること。
- (2) 情報セキュリティポリシーの遵守励行に関すること。
- (3) 情報セキュリティポリシーの周知及び教育に関すること。
- (4) インシデント発生時の緊急対応に関すること。
- (5) その他情報セキュリティに関し必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 基本規程第4条に定めるCISO
- (2) 基本規程第5条に定めるCISO補佐
- (3) 基本規程第7条に定める総括実施責任者
- (4) 基本規程第9条に定めるキャンパス統括管理者
- (5) 総務人事部長
- (6) システム部長

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

### (事務)

第5条 委員会に関する事務は、総務人事部において処理する。

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

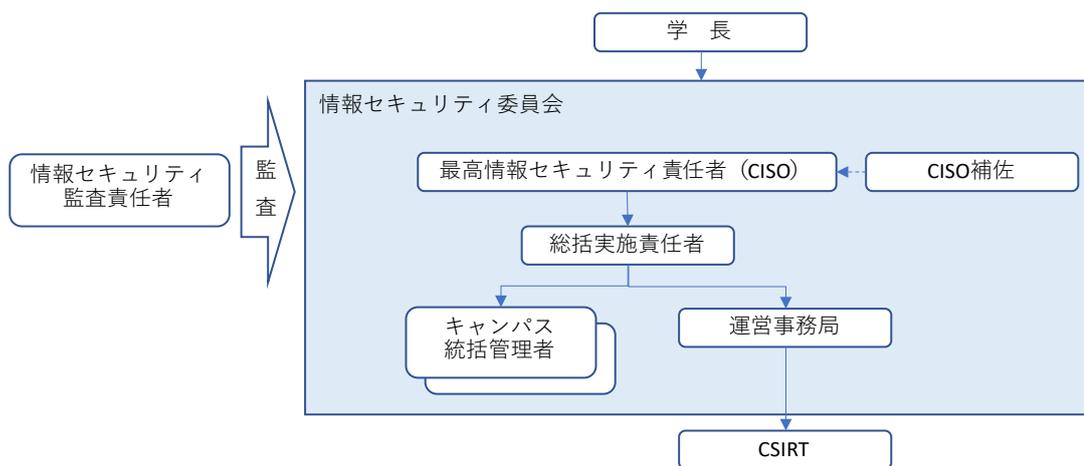
### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学経営会議において決定する。

附 則 本規程は令和5年4月1日から施行する。

<補足資料>

○情報セキュリティ委員会 組織図



○情報セキュリティ委員会 体制図

